

## 石垣市地域建設業経営強化融資制度に係る債権の譲渡に関する事務取扱要領

平成21年12月1日

### 1 目的

この要領は、石垣市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、以下「受注者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合における、石垣市建設工事請負契約約款（平成12年石垣市告示第45号。以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく、債権譲渡をすることについての事務取扱を定めるものである。

### 2 債権譲渡関係

#### (1) 対象工事

この要領の対象とする工事は500万円以上とする。ただし、以下の工事は除くものとする。

ア 受託工事

イ 発注者が役務的保証を必要とする工事。

ウ 債務負担行為、歳出予算の繰越等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、債務負担行為の最終年度に係る工事にあつて、かつ、年度内に終了が見込まれるもの又は前年度から繰越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれるものを除く。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10号1項又は第167条の10の2第2項（167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

オ その他受注者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事。

#### (2) 債権譲渡先

債権譲渡先は、沖縄県建設事業協同組合又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者（以下「債権譲渡先」という。）とする。

#### (3) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾にあたっての当該出来高の確認は、工事履行報告書（様式第1号）により行うものとする。

#### (4) 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡しをうけた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第53条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により工事請負代金額に増減が生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の金額とする。

#### (5) 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）のない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることをもって第三者に対抗出来る。

（民法施行法 第5条）

#### (6) 履行保証との関係

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾を得るものとする。

#### (7) 債権譲渡承諾書交付までの日数等

発注者は、受注者から債権譲渡承諾依頼書（様式第2号）を受理した日から10日（末日が休日に当たるときは、「石垣市の休日定める条例（平成3年石垣市条例第18号）第2条に規定する取り扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に諾否の決定を行い、受注者に通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、交付期限までに債権譲渡承諾依頼に対する諾否の決定ができない場合には、発注者はその旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

### 3 申請書類関係

(1) 発注者は、債権譲渡の承諾に当たっては、受注者から以下ア～オの書類を提出させるものとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書（様式第2号）3通

イ 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書（様式第4号）の写し1通

ウ 工事履行報告書（様式第1号）

エ 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通

オ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書

(2) 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

ア 債権譲渡の承諾に係る決裁区分は、市長決裁とする。

- イ 申請書類の受理は、所管課等で行う。
  - ウ 所管課等は、申請書類受理後、速やかに承諾のための手続を行うものとする
  - エ 所管課等は、債権譲渡整理簿（様式第 5 号）により申請書類の受理状況及び承諾状況を管理すること。
  - オ 所管課等は、債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第 3 号）2 通を受注者に交付すること。
- (3) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項
- 申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。
- ア 債権譲渡承諾依頼書（様式第 2 号）  
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき受注者請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
  - イ 債権譲渡契約証書（様式第 4 号）の写し  
受注者と債権譲渡先の間で債権譲渡契約証書が調印済みであること。債権譲渡契約証書に記載されている工事名等の記載内容に誤りがないこと等を確認すること。
  - ウ 工事履行報告書（様式第 1 号）  
工事履行報告書により、工事進捗率が 2 分の 1 以上であることを確認すること。
  - エ 受注者及債権譲渡先の印鑑証明書  
(ア) 債権譲渡承諾依頼書等の印影と照合すること。  
(イ) 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる。）、申請書類等の提出を受けた日から起算して 3 か月以内に発行された印鑑証明書が既に所管課等に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することができるものとする。
- (4) 融資実行の報告書の提出
- 受注者及び債権譲渡先が、発注者の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が開始された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式第 6 号）を提出するものとする。
- (5) 工事請負代金の振込先の変更について
- 発注者は、融資実行報告書（様式第 6 号）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更すること。
- (6) 債権譲渡先からの債権金額の請求
- ア 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。
    - (ア) 工事請負代金請求書（様式第 7 号） 1 通
    - (イ) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第 5 号）の写し 1 通
    - (ウ) 発行日から 3 か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各 1 通
    - (エ) 債権譲渡契約証書（様式第 4 号）の写し 1 通
  - イ 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、工事請負契約書第 38 条に基づく部分払いを請求することはできないものとする

る。ただし、複数年度に亘る工事の各年度末の出来高については、受注者は発注者に既済部分の検査の請求をし、債権譲渡先は検査後に発注者に工事請負代金の請求をすること。

(7) 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

ア 工事請負代金請求書（様式第7号）

請求金額が2の(4)に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書（様式第2号）及び債権譲渡承諾書（様式第3号）において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

イ 債権譲渡承諾書（様式第3号）の写し

3の(3)のアの規定に留意すること。

ウ 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

3の(3)のエの規定に留意すること。

(8) 支払の処理手順

支払担当者は、3の(6)のアの(ア)～(エ)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

4 その他の留意点

(1) 発注者における留意事項

本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定とみなし、また入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意すること。

(2) 本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

5 この事務取扱要領に定めない事項については、必要に応じて発注者が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。